

○前期高齢者と後期高齢者の相違点

	前期高齢者(70歳～75歳未満)	後期高齢者(75歳以上)
対象年齢	70歳～74歳	①75歳以上 ②65歳以上で一定の障がいがある方
保険制度	これまで加入してきた健康保険 ※変更なし	後期高齢者医療
加入時期	満70歳の誕生日の属する月の翌月1日	満75歳の誕生日 ※満65歳の誕生日
保険証の 交付方法	加入する健康保険証と前期高齢者証 ※ひとりに1枚交付	後期高齢者医療被保険者証 ※ひとりに1枚交付
医療を受け る 際に支払う 一部負担金	【一般所得】:医療費の2割(1割)相当額 【現役並み所得】:医療費の3割相当額 ※同居世帯の70歳から74歳までの方の収入、所得を合計して判定。	【一般所得】:医療費の1割相当額 【現役並み所得】:医療費の3割相当額 ※同居世帯の75歳以上の方の収入、所得を合計して判定。
医療給付を 受けられる 範囲	70歳未満の方と変更ありません	新しい診療報酬体系による
保険料の 計算方法	【国民健康保険の場合】 国民健康保険に加入する世帯単位で計算	①被保険者個人の所得による所得割、と②被保険者ひとり当たりの均等割の合計
	【被用者保険に本人で加入する場合】 報酬に比例して計算	
	【被用者保険に加入する方に扶養されている場合】 本人負担なし	
保険料の 納め方	【国民健康保険の場合】 ①年金天引き、②口座振込、③納付書のいずれか	①介護保険の保険料と合算して年金天引き 又は ②納付書による。 ※年金額が年間18万円以下の場合等、年金天引きは行わない。
	【被用者保険に本人で加入する場合】 給料天引き	
	【被用者保険に加入する方に扶養されている場合】 本人負担なし	
保健事業 について	【健診事業】 ・75歳以上の方と健診項目と同様(生活習慣病予防に着目した腹囲測定あり)。 ・介護保険による生活機能評価(介護予防の調査と介護予防事業)を健診と同時に受診する。 ・がん、結核検診等は市町村により異なる。	【健診事業】 ・70歳以上の方の健診項目と同様(腹囲測定なし) ・介護保険による生活機能評価(介護予防の調査と介護予防事業)を健診と同時に受診する。 ・がん、結核検診等は市町村により異なる。
	【保健指導】 ・健診結果に応じて保健指導が実施される。 ・介護保険による生活機能評価(介護予防の調査と介護予防事業)の結果による指導が実施される。	
		【保健指導】 ・前期高齢者と同程度の保健指導は実施しない。ただし、本人の希望に応じた保健指導を行う。 ・介護保険による生活機能評価(介護予防の調査と介護予防事業)の結果による指導が実施される。